

綾部市住みたくなるまち定住促進条例

私たちには、豊かな自然やものづくりの伝統、温かい人情等、本市の特性と資産を受け継ぎ、発展させ、次代につなげる責務があります。

しかし、若者の流出や少子高齢化の進行で本市の人口は減少を続けています。このままでは、地域の活力の低下や経済の衰退、さらには歴史・文化的行事の継承やコミュニティの維持等が困難になることが予想されます。

このため、交流の拡大と定住促進、U I ターン者を加えた地域振興を図り、人口減少に歯止めをかけ、持続可能なまちづくりに向けた取組を進めていかなければなりません。

このような認識の下、ふるさとに誇りと愛情を持ち、住んでよかった、住みたくなるまち綾部の実現を目指し、市、市民等及び事業者が連携し、及び協働する中で、一丸となって定住促進に取り組むことを決意し、ここに本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における定住促進に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、連携及び協働の下、定住施策に取り組み、持続可能なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市に永住の意思を持った者が、住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 交流 二地域居住をはじめ、観光、農村都市交流、イベント等、本市を訪れるすべての機会をいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者及び地域活動組織をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民等及び事業者は、ふるさとに誇りと愛情を持ち、人口の維持、増加を図るとともに、住みたくなるまちづくりを行うことを目指して、連携し、及び協働して定住促進に努めるものとする。

(市の役割)

第4条 市は、定住を促進するため、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、定住促進に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、必要な予算措置その他定住に関する重点的な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念に基づき、住みよいまちづくりを行うとともに、将来を担う子どもたちに対し、ふるさとの素晴らしさを伝え、感じられる取組に努めるものとする。

2 市民等は、自ら地域に即した定住施策を推進するとともに、市及び事業者が実施する定住促進に関する施策に積極的に協働するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、地域経済の活性化を図るとともに、その事業活動に関し、定住促進を図るため、雇用の拡大、雇用環境の整備等の体制整備に努めるものとする。

2 事業者は、宅地開発、宅地分譲、家屋の建設及び改修等の事業活動を行うに当たっては、市と連携し、住みよい環境及び良質な住宅の供給に努めるものとする。

(推進体制)

第7条 市は、市民等及び事業者と連携を強化するとともに、教育、子育て、就労、まちづくり等に関する情報の共有化を図り、市、市民等及び事業者が協働して定住促進のための各種施策を推進するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。